

つみたて投資枠

成長投資枠

豊和銀行 NISA PR大使
大分トリニータ
伊佐 耕平 選手

NISAがいいさ! NISA応援キャンペーン

©OITA F.C.

キャンペーン
期間

2024年5月1日(水)～2024年8月31日(土)

対象者

期間中、当行で新たに「NISA口座」を
開設された個人のお客さま

もれなく

現金

1,000円
プレゼント!



対象となる お客さま	2024年5月1日(水)以降にNISA口座開設のお手続きをいただき、2024年9月30日(月)までに税務署の承認が確認され、NISA口座開設が完了された個人のお客さまが対象です。(金融機関変更による、NISA口座移管も含まれます。)	NISA口座 ご留意事項	・NISA口座は、おひとりさますべての金融機関を通じて1口座のみの開設となります。 ・NISA口座開設には税務署の確認を得る必要があります。税務署の確認には、日数を要しますので余裕をもってお申込みください。なお、税務署の審査が完了しなかった場合や他の金融機関で重複してお申込みされていた場合は対象外となります。
プレゼントに ついて	・現金プレゼントは2024年10月下旬にお客さまの投資信託指定預金口座へ入金いたします。 ・口座入金時までに投資信託口座、NISA口座をご解約された場合、または投資信託指定預金口座が解約等の事情により確認および入金できない場合は、プレゼントの対象外とさせていただきます。 ・現金プレゼント入金をもってお知らせに代えさせていただきます。 ・お受取りになった現金プレゼントは課税対象となる場合がございます。 詳細は所轄税務署にご相談ください。	その他 ご留意事項	・自動エントリーいたしますので、お客さまによるご応募は必要ありません。 ・諸般の事情により、本キャンペーンの内容を事前の予告なく延長、変更、中止する場合があります。 ・詳しくは、お取引店へお尋ねください。

いちばんに、あなたのこと。

豊和銀行

NISAについて、
くわしくはこちら



NISAってなんだろう？

ニーサ：少額投資非課税制度

豊和銀行 NISA PR大使
大分トリニータ
伊佐 耕平 選手

©OITA F.C.

株式投資信託や上場株式等の配当所得や譲渡所得にかかる税金が、非課税となる制度です。目的に合わせて2つの投資枠が使用でき、個人のお客さまの資産形成・資産運用を応援します。この制度を利用すると、毎年「つみたて投資枠」で120万円、「成長投資枠」で240万円までの投資額から得られる収益(売却益・配当金等)が非課税となります。

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万		240万
非課税保有期間	無期限		
非課税保有限度額(総枠)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
			1,200万円(内枠)
口座開設期間	恒久		
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託		
			上場株式・投資信託等 (①整理・監理銘柄 ②信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外)
対象年齢	18歳以上		

※非課税制度に関する概要や留意事項は、豊和銀行の本・支店の投資信託販売窓口にお問合せください。
※2024年1月1日現在の関係法令等の情報に基づいて作成しております。将来変更になる可能性がありますので、ご注意ください。

■ 投資信託全般についてのご留意事項

- 投資信託は預金商品ではなく、元本の保証はありません。
- 投資信託の基準価額は、組入れ有価証券等の値動きにより変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動により基準価額が変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。これらのリスクはお客さまご自身が負担することとなります。
- 投資信託は預金保険の対象ではありません。当行が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度は適用されません。
- 当行は投資信託の販売会社です。投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- 投資信託をご購入の際は、最新の目論見書を必ずご覧いただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- お客さまにご負担いただく手数料等の概要は、以下のとおりとなります。(税込)【申込手数料(申込金額の最大3.3%)、信託報酬(信託財産の純資産額に対して最大年率2.4200%のほか、運用成績に応じた成功報酬をいただく場合があります。)、信託財産留保額(換金約定日の基準価額の最大0.5%)およびその他の費用(運用状況等により変動し、予め料率、上限額を示すことができません)】がかかります。なお、費用の合計額は、お申込金額、保有期間、運用状況により変動するため、事前に表示することはできません。

■ NISAのご利用にあたり、ご留意いただきたい事項

- 日本にお住まいの18歳以上の方(NISAをご利用になる年の1月1日現在で18歳以上の方)が対象です。
- すべての金融機関を通じて、同一年内におひとり様1口座に限り利用することができます。
- 特定預り、一般預りで保有している投資信託をNISA預りに移管することはできません。
- NISA預りとして保有している投資信託をNISA預りのまま、他社に移管することはできません。
- 年間投資枠はつみたて投資枠は120万円、成長投資枠は240万円です。また非課税保有限度額(総枠)は、成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円、そのうち成長投資枠は最大で1,200万円までとなります。なお、非課税保有限度額については、NISA口座で投資信託を売却した場合、当該売却した投資信託が費消していた非課税保有限度額の分だけ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することができます。
- NISA預りに係る分配金等や売却損益等と、特定預り、一般預りとの損益通算はできません。また、NISA預りの売却損は税務上ないものとみなされ、繰越控除はできません。
- NISA預りから払い出された投資信託の取得価額は、払出日の時価となります。
- NISA預りとして保有している公募株式投資信託の分配金は非課税となります。また、当該分配金を再投資する際、NISA優先での買付となります。NISA枠がない場合は、NISA預り以外のお預り(特定預りや一般預り)での買付となります。
- 投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)は、NISA預りでの保有であるかどうかにかかわらず非課税であるため、NISA預りにおける非課税のメリットは享受できません。
- お客さまのご住所・お名前・お取引店が変更となる場合または国外に出国する場合等は、所定の書類をご提出いただく必要があります。

■ 成長投資枠のご利用にあたり、特にご留意いただきたい事項

- 当行が成長投資枠で取扱う金融商品は、投資信託(ただし上場新株予約権付社債、国外の取引所に上場している株式等、外国籍の公募株式投資信託等、整理・監理銘柄に該当する上場株式、信託期間20年未満又はデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等もしくは毎月分配型の投資信託等を除く)です。
- 投資信託の分配金等は、非課税となります。

2024年5月1日現在